

東労基発1201第1号
令和2年12月1日

関係団体の長 殿

東京労働局労働基準部長



冬季における転倒災害等防止について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

令和2年の東京都内における労働災害の発生状況は、10月末現在で、休業4日以上之死傷災害件数は7,229件であり、前年同期(7,352件)に比べ減少しているものの、3年連続で1万人を超える勢いをみせています。

このうち転倒災害は、1,745件と全体の約24%を占めており、依然として、労働災害全体の中でも最も多く、特に、転倒災害に占める60歳以上の割合は約4割を占めています。

冬季においては、積雪・凍結を原因とする、転倒災害、交通労働災害、除雪作業中の墜落・転落災害等の労働災害が多発することが懸念されます。東京都内においても、平成30年に発生した積雪量20センチメートルを超える大雪後には、屋外のみならず屋内を含めた転倒災害が大幅に増加したことから、これら転倒災害を防止するためには、気象情報の活用によるリスク低減の対策を講じることが重要です。

今般、冬季における転倒災害防止を目的とした別添のリーフレットを作成しましたので、これを御活用いただき、貴団体の広報媒体を通じて、冬季における積雪・凍結による転倒災害等防止等の周知啓発に御協力賜りますようお願いいたします。

また、東京労働局のホームページにも電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。

なお、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(通称エイジフレンドリーガイドライン)」が令和2年3月に策定されていますので、併せて御活用してください。

○ STOP! 冬季の転倒災害 リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000564834.pdf>



○ エイジフレンドリーガイドライン リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>